

漁港・漁場・海岸の施設の設計にかかる相談事例

分類項目	耐震性能（海岸保全施設）
相談タイトル	堤防及び護岸の耐震対策設計について
相談者	岡山県倉敷市
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の重要度、L2地震動照査、動的照査の許容値設定、液状化判定手法、土質条件及び液状化判定等について相談したい。
相談会の結果（R02.9.1）Web会議	<p>以下のアドバイスをを行った。（事前照会・回答分も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の重要度：堤防・護岸・胸壁で構成される同工区内で、堤防と護岸の背後地の重要度を分けることは好ましくない。施設背後地の地盤高で分けることが妥当と考える。地盤高の等級については、堤防側については浸水被害が過去発生していることもふまえ低地盤高の区分で扱うべき。 ・L2地震動照査：ここで使用するL2地震動として、案①近隣の港湾内の耐震強化岸壁設計に使用されている地震動、案②マグニチュードと震源からの距離により算出する簡便手法を考えているとのことであるが、案①の地震動は常時微動観測を実施し、必要に応じて補正して使用する必要がある。それをしないのであれば使用すべきでない。簡便法は現地のサイト特性が反映されないが、漁港漁場施設の設計参考図書等に示された手法であるため問題は無いと考える。 ・動的照査の許容値設定：レベル2地震動での水平変位許容値は問題ないが、レベル1地震動で40cmまで許容することは難しい。基本的にはレベル1地震動で液状化すると判定される場合は液状化対策を実施するため、許容値設定としては係船岸のハラミ出しの許容と同じく10cm程度が妥当であると考えます。 ・液状化判定手法：液状化の判定について総合的な判断が困難な場合は、2.5m以上が液状化する場合「液状化する」と判定するとある。この2.5mとは各層での2.5mではなく、全判定対象層中の2.5mである。 ・その他、土質条件及び液状化判定結果、PSI値の比較結果、堤内地の津波浸水、漁港海岸内の水門等に関してコメントした。
相談会後の検討状況	<p>相談会を踏まえ、再度検討する。必要があれば再度相談する。</p>